平成２１年（フ）第３２４号
神奈川県横須賀市深田台32番地　小林荘101
破産者　慶田　健造
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第８８９号
福岡県太宰府市水城６丁目10番39号106、開始決定時の住所福岡県大野城市下大利２丁目１番17号
破産者　瀬川　　厚
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１５１号
福岡県糟屋郡志免町桜丘２丁目８番２号
破産者　平野　義一
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６７４号
福岡市城南区西片江２丁目30番10号
破産者　新田　信秀
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４５号
岐阜県下呂市小坂町小坂町87番地１
破産者　荒井　昭夫
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第２１０号
滋賀県近江八幡市安土町桑実寺63番地47、旧住所表示滋賀県蒲生郡安土町大字桑実寺63番地47
破産者　梶村　秀樹
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１６１号
北海道滝川市滝の川町西４丁目７番31号
破産者　久末　知樹
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１６２号
北海道滝川市滝の川町西４丁目７番31号
破産者　久末　経子
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２０年（フ）第５０３号
埼玉県越谷市東越谷１丁目14番地16　スガショーハイツ202号、旧住所埼玉県川口市大字戸塚4056番地の１
破産者　田頭　一也
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６７７号
さいたま市緑区大字三室1297番地５　ネオマイム北浦和404、旧住所さいたま市緑区松木３丁目38番地８
破産者　秋山　武茂
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２号
相模原市南区相南１丁目24番４―802号、開始決定時の住所神奈川県相模原市上鶴間３丁目１番５号　フィノ相模大野602
破産者　後藤　充善
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１７２８号
堺市堺区中安井町１丁４番11―318号
破産者　川下　則夫
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３０１号
北九州市小倉南区葛原２丁目19番６号
破産者　岡田　信子
1　決定年月日　平成22年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成１９年（フ）第７３号
岩手県九戸郡九戸村大字長興寺第５地割10番地
破産者　三澤　正明
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２０年（フ）第３７３号
富山市針原中町305番地　市営住宅５棟203号
破産者　橋本八重子
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６０５号
京都市中京区西ノ京樋ノ口町119番地　ネオブルームⅡ301、前住所京都府長岡京市奥海印寺荒堀18番地１　小金ケ丘フラワーハイツ２―Ｃ
破産者　澤井　隆司
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係